

堺市高等職業訓練促進給付金支給決定通知書

年 月 日

様

堺 市 長

印

先にあなたから申請のありました高等職業訓練促進給付金の支給について、審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

養成機関名	
支給に係る資格	
支給期間	年 月 から 年 月 まで
支給月額	円

注意

- 1 高等職業訓練促進給付金の支給を受けるためには、養成機関から発行される出席状況証明書その他給付金の支給について必要とする書類を指定する期限までに提出することが必要です。当該証明の提出がない場合は、支給を停止することがあります。
- 2 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合、堺市に住所を有しなくなった場合、養成機関での修業を取りやめた場合その他受給資格がなくなった場合は、14日以内にその旨を市長に届け出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けたとき。
 - (2) 受給資格を喪失した後に給付金を受給したとき。
 - (3) 堺市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。